

那須赤十字訪問看護ステーション訪問看護事業所運営規定（介護保険）

（事業の目的）

第1条 日本赤十字社が開設する那須赤十字訪問看護ステーション訪問看護事業所（以下「訪問看護事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の看護師（以下「看護師等」という。）が病気やけが等、または要介護状態、要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 訪問看護事業所の看護師等は、訪問看護計画書に基づき、利用者が心身機能の維持回復を図るようにする。医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 那須赤十字訪問看護ステーション
(2)所在地 大田原市中田原 1081 番地 9
日本赤十字社 那須赤十字病院敷地内

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 訪問看護事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 看護師 1名
管理者は、所属職員の管理、及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2)職 員 看護師 7名以上
理学療法士 1名（非常勤 1名）
作業療法士 1名（非常勤 1名）
言語聴覚士 1名（非常勤 1名）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

- (3)その他業務の状況に応じ、職員数は増減するものとする。但し、指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準に定める職員数を下回らないものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 訪問看護事業所の営業日及び営業時間は、那須赤十字病院職員就業規則に準じ、下記のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日とする。但し、土曜日は第1・3のみ午前中とする。

また国の祝日、年末年始（12/29～1/3）、第2・4・5 土曜日、創立記念日（7月1日）は除く。

(2)営業時間 8:30~16:51 (月曜日から金曜日)

8:30~12:30 (第1・3土曜日)

(3)電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(訪問看護の提供)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1)指示書

- ①訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が交付した訪問看護の「指示書」(及び介護保険事業においては担当の居宅介護支援事業者の立案した居宅サービス計画)に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- ②利用者または家族から訪問看護事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- ③利用希望者には主治医がない場合は、訪問看護事業所から最寄りの医師会に主治医の選定を依頼する。

(2)サービス開始

- ①サービスの提供開始に当たっては、予め利用者・その家族に対し、充分な説明を行い、サービスの開始について利用申込み者の同意を得ることとする。
- ②サービス提供に当たっては、主治医が交付した訪問看護の「指示書」(及び介護保険事業においては担当の居宅介護支援事業者の立案した居宅サービス計画)に基づいて訪問看護計画書を作成する。実施にあたっては充分な説明を行い、利用者、家族の同意のもと、記録を受ける。

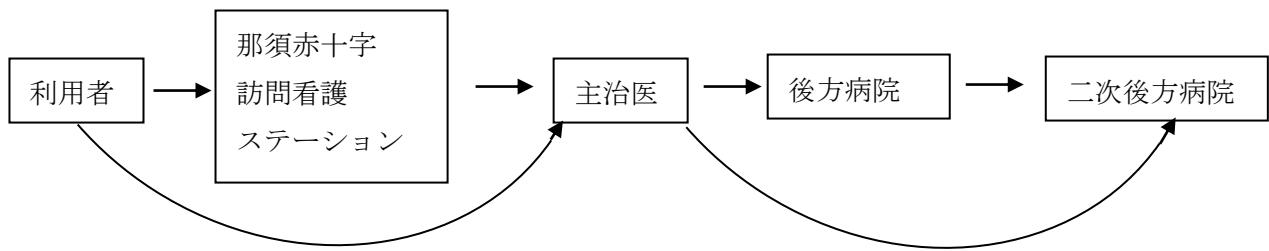
(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ・病状・障害の観察
- ・身体の清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ・食事及び排泄など日常生活の世話
- ・褥瘡の予防・処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・麻薬管理
- ・人工呼吸器管理
- ・認知症患者の看護
- ・小児患者の看護
- ・精神科患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテルなどの管理
- ・その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

- 第8条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速かに主治医に連絡し、適切な処置を行うこと。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
 - 3 訪問看護開始に際して、予め利用者や家族に対して、緊急時のとりあえずの看護、処置方法についての指導と連絡先及び連絡方法を説明しておく。
 - 4 夜間、休日を含め、緊急時の対応は主治医の指示のもとに、後方病院との連絡をとる。



- 5 二次救急については、利用者及び主治医との連絡調整の中で話し合いを行い、利用者、主治医の了解を確認しておく。

(利用料)

- 第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受理サービスであるときは、所得に応じてその1~3割の額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を利用した場合は、次の額を徴収する。
 - ・訪問看護事業所から、片道5km以上10km未満 300円
 - ・訪問看護事業所から、片道10km以上15km未満 500円
 - ・訪問看護事業所から、片道15km以上20km未満 800円
 - ・以後5km増す毎に200円増し
 - 3 死後の処置料は、10,000円とする。
 - 4 訪問看護を開始するに当たり、利用者や家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記録を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- ①大田原市（一部を除く）
 - ②那須塩原市（一部を除く）
- 2 通常の実施地域を勘案し、利用者にサービス提供することが困難なときは、主治医及び居宅介護支援者への連絡を行い、他の事業者の紹介など必要な措置をすみやかに行う。

(衛生管理・感染管理等)

- 第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

- 第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護 サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント行為などに関する事項)

第15条 健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

(1)サービス利用にあたっての禁止事項について

- ・訪問中の喫煙・飲酒
- ・事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第17条 訪問看護事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の研究、研修の機会を設け、また自らサービスの質評価を行い常に訪問看護の質向上に向け努力する。

- 2 職員は業務上知りえた秘密を保持する。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は日本赤十字社及び院長と訪問看護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年4月1日改正

令和3年10月20日改定

令和6年4月1日改定